

# 電話転送サービス等の論点整理

令和4年2月25日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
電気通信技術システム課番号企画室

※このスライドの「電話転送サービス」は、転送先にインターネット区間を含むもの(クラウドPBXサービス)を指します。

## (卸提供の階層の把握)

- 電話転送サービスの卸提供について、卸提供の回数制限を設けることは適切か？  
その際、グループ内取引をどのように捉えるべきか？
- 電話転送サービスの構築主体が、サービスの卸提供に当たり、全ての卸先事業者(再卸先、再々卸先等を含む。)を把握することは適切か？
- 電話転送サービスの構築主体が、卸先事業者の顧客を含む全ての利用者(利用契約を結んだ法人等)を把握・管理することは適切か？

## (卸元事業者の責務)

- 電話転送サービスの卸元事業者(中間卸を含む。)が、卸先事業者の適格性を確認し、適格でない場合は、卸提供を拒否することは適切か？  
その際、適格性としては、電気通信事業の届出や、電気通信番号使用計画の認定(みなしを含む。)のほかに、どのようなものが考えられるか？
- 電話転送サービスの卸契約において、遵守事項(本人確認、拠点確認等)に係る卸先事業者の履行義務を明記することを求めることは適切か？ また、説明義務は必要か？

## (卸先事業者の不正への対応)

- 卸先事業者が不正を行っている場合に、卸元事業者が当該卸先事業者への卸提供を停止・制限することは適切か？  
その際、卸元事業者において実効的に認知できる不正とは、どのようなものであるか？
- 卸先事業者に不正が疑われる場合に、卸元事業者が総務省に通知することは適切か？

※このスライドの「電話転送サービス」は、転送先にインターネット区間を含むもの(クラウドPBXサービス)を指します。

## (自らの顧客の不適正利用への対応)

- 電話転送サービスの利用契約において、利用者が事業用途に利用することを禁止・制限することは適当か？(事業者間における卸契約を妨げるものではない。)
- 大口の利用契約の際に、利用目的(事業用途ではないこと)を確認することは適当か？
- 電話転送サービスの利用契約において、利用者による不適正利用(目的外利用)があった場合のサービス提供の停止・制限に関する特約事項を設けることは適当か？
- サービス提供の停止・制限は、即時か三振制か？

## (卸先事業者の顧客の不適正利用への対応)

- 卸先事業者の顧客(エンドユーザー)に不適正利用があった場合に、卸元事業者が当該卸先事業者への卸提供を停止・制限することは適当か？  
その際、その他のエンドユーザーへのサービス継続を確保できるか、また、卸元事業者においてエンドユーザーによる不適正利用を実効的に認知できるか？
- 卸提供の停止・制限は、即時か三振制か？

## (電話転送サービスの不適正利用の実態)

- 利用停止スキームにより停止された番号で、電話転送サービスの設定(利用実態)がなかったものはあるのか？
- 電話回線とセットで提供される電話転送サービスに関し、転送先が電話番号(0AB～J番号、050番号、090番号、0AB0番号等)に限定されるものと、転送先にインターネット区間を含むものでは、利用停止はどちらが多いのか？

## (回線事業者とOTTの連携)

- OTT連携による電話転送サービスは、個人にも提供しているのか？
- OTT連携による電話転送サービスは、回線提供を必須としているのか？
- 利用停止したものの中に、OTT連携による電話転送サービスはあるのか？傾向は？

## (電話回線の提供形態)

- 電話回線(電話番号)の提供は、ほとんど利用約款によるものなのか？
- 卸契約による提供を実施している場合、それはどのような事業形態なのか？
- 卸契約による提供を想定していない場合、それはどのような理由によるのか？

## (大口利用契約)

- 大口利用の契約ルールを設ける場合、どのような閾値(回線数・番号数)が有効か？
- 付加番号(回線に紐付く基本番号に追加して提供される番号)の提供数に制約は必要か？
- (事業用途の可能性もある)データセンター等への回線設置に係る手続創設は有効か？